

高額介護（介護予防）サービス費

同一月内に利用した介護サービス費用の利用者負担（１割、２割または３割）の合計金額が上限額（下表）を超えた場合は、申請することで、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。同じ世帯内に複数のサービス利用者がある場合には、世帯の合計金額となります。

一度申請していただくと、市で該当月を判定し、以後自動で指定口座にお振込みします。

※複数月のサービス費が発生している場合は、数か月に分けて入金させていただく場合がございます。

高額介護サービス費の利用者負担上限額（月額）

区 分		利用者負担上限額（月額）
世帯全員が住民税を課税 されていない方	老齢福祉年金受給者等	15,000 円（個人）
	前年の合計所得金額と公的年金の収入額の合計が 826,500 円以下の方等（※令和 8 年 7 月利用分までは 809,000 円以下）	15,000 円（個人）
		24,600 円（世帯）
	前年の合計所得金額と公的年金の収入額の合計が 826,500 円を超える方（※令和 8 年 7 月利用分までは 809,000 円を超える方）	24,600 円（世帯）
上記以外の一般世帯の方		44,400 円（世帯）
住民税を課税されている 世帯の方 ※同一世帯の 65 歳以上の方の 所得により判断	課税所得 380 万円未満	44,400 円（世帯）
	課税所得 380 万円以上 690 万円未満	93,000 円（世帯）
	課税所得 690 万円以上	140,100 円（世帯）

※ 住宅改修費、福祉用具購入費の 1 割、2 割または 3 割負担分、施設サービス等での食費、居住費（滞在費）、日用品費などは対象となりません。

※ 要介護度ごとの支給限度額を超えた分の利用者負担額は、対象となりません。

申請に必要なもの

- ① 高額介護（介護予防）サービス費支給申請書
- ② 通帳のコピー（金融機関・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人がわかる部分）
※ゆうちょ銀行の場合は、店名・預金種目・口座番号・口座名義人がわかる部分

申請の際の注意事項（申請書の記入については裏面の記入例を参考にしてください。）

- 振込先の口座名義人が本人でない場合は、「委任状」が必要です。
- 被保険者が亡くなっている場合は、相続人代表者の口座へ振り込みますので「誓約書」が必要です。
相続人代表者は、配偶者または直接の血縁の方（子、父母、孫、兄弟、甥姪）となります。

※ 配偶者、子、父母、孫、兄弟、甥姪以外の方の場合、相続人であることを証明する書類の写しを添付してください。

※ 相続放棄をされている場合は、高額介護サービス費を受け取ることはできません。

「委任状」、「誓約書」の用紙は、申請窓口にあります。

※郡山市のウェブサイトからダウンロードもできます

- 申請者が成年後見人、補助人、保佐人等の場合は、登記事項証明書の写しを添付してください。

申請窓口（お問い合わせ先）

郡山市介護保険課（市役所 本庁舎 1 階） 電話番号：024 - 924 - 3021

または 各行政センター、各連絡所

※ 市民サービスセンター（郡山駅前 ビッグアイ 6 階）、緑ヶ丘市民サービスセンターは除きます。